262

22
145

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	[redacted]
所属部隊	陽子江方面特別根據地隊
役種	軍属
官等級	給仕
戦地到着年月日	[redacted]
勤務概要	
受傷(発病)年月日	昭和17年7月14日
受傷部(病名)	胃潰瘍
受傷又ハ発病ノ原因	

22年2月24日発送

入籍番号 1

兵種 1

生年月日

代名

戦死時ノ状況
死亡年月日時刻
場所

昭和二十一年一月二十日 中華民国湖北省漢口
遺骨ヲ還ス（福地復人ニ渡済）

記事

在中邦人

申	[redacted]
本籍地	[redacted]
告	[redacted]
知先	[redacted]
陸軍部隊	漢口在勤陸軍武官府
官等級	理事生
氏名	[redacted]
戸籍番号	

昭和二十二年 第四 月 十 日

終

[redacted]

463

死亡者の件報告

十二月一日送付

元山海軍港務隊

海軍大佐長

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡現認證明書

昭和二十二年十月十八日調製

死亡者	勤務場所	朝鮮採炭株式會社丹燃料廠	死亡場所	滿洲延吉市二病院
	本籍地	[redacted]	死亡年月日	昭和二十一年一月二十五日
	氏名	[redacted]	漢字名	發彦テクス
	遺骨遺留品	現地ニ埋葬	發病年月日	昭和二十一年一月十一日
現認者	[redacted]	右ノ者ハ昭和二十年十二月中旬ニ病院ノ作業現場ニテ死亡シタル者ニ相違ナシ		
認理由	特ニ死亡者ニ関シ重大ナル利害関係ヲ有スル者ニ非ズ			
證明書	元所屬部隊	滿洲第一六二部隊		
	本籍地	[redacted]		
	現住所	[redacted]		
	陸軍伍長	[redacted]		

118

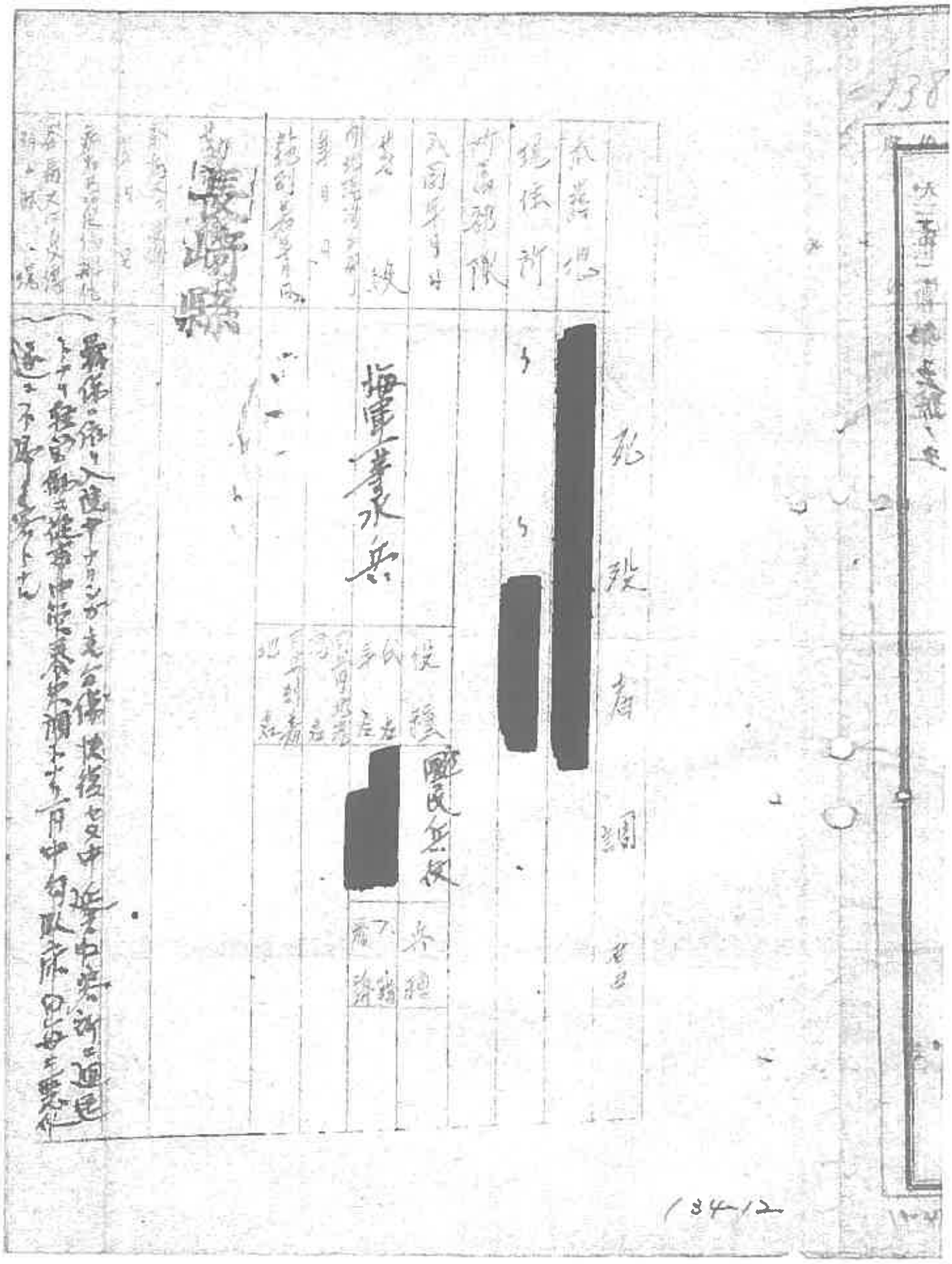

1341-2

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所同左	
所属部隊	羅津特別根據地隊
入隊年月日	昭和十六年一月十五日
役種	國民兵
兵種	水兵
死亡年月日	昭和二十年[illegible]月[illegible]日
死亡場所	北鮮より滿洲に連行され延吉縣第六四六收容所に入る 翌一発に依り同所病室に入室と共に遺留品を家族に依託し死亡
死亡の原因	熱病

33

本籍 [redacted]

三〇〇二八

一〇〇〇

延吉縣大古大安部ニ收容セラレ同所病室ニ入室セシ者(曾ヲ伝ヘタル者)

戦病死

昭二十一年十月二十八日

[redacted]

等級

海軍上等水兵

氏名

[redacted]

水葬地

現住所

右同

所属部隊

羅津特別根據地隊

22-10

七

宮崎

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	大連港湾警備隊
役種	補充兵役
官等	上水
戦死年月日	不詳
勤務概要	不詳
受傷年月日	昭和二十年十二月二日
受傷部位	不詳
受傷疾病又ハ戦	不詳

兵種

氏名 [redacted]

生年月日 [redacted]

入籍番号 [redacted]

死亡番号 六九九八

死時ノ狀況

死亡年月日時刻 昭和二十二年三月二十日

金州病院

記事 遺骨は後日送致す

右申告ス

昭和二十二年四月二日

申告者	[redacted]
本籍地	[redacted]
住所	〃
職業	大連港湾運輸業
官等階級	上等
氏名	[redacted]
戸籍番号	[redacted]

第一一〇

未處理者消息究明調書　矢地方復員援務處理部

部隊	階級	氏名	本籍地	住所
大和空挺第九山砲	兵長	[redacted]	[redacted]	同

生年月日	入隊年月日	復員年月日	出身地	現住所
63	1948	梁		

学歴	職歴	家族	特技	趣味	其の他参考事項	出征年月日	復員年月日	記事
国高卒	農業	妻 [redacted] 当年[redacted]才						長岡入隊 大和空挺第九山砲 砲兵長

宮城県知事

[redacted]

[redacted]

21年1月(日本海)延吉第二病院四病舎に於いてカイセンにより死亡し[redacted]は[redacted]夫、妻、[redacted]は私と一緒に入院しておりました[redacted]であり[redacted]より確認する。死亡当時[redacted]度から四十度の高熱[redacted]に苦しみ死亡する。(別府)

[redacted]

[redacted]

[redacted]

◎裏面記載上の注意を良く書いて下さい。

死亡現認（確認）証明書

氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
死亡年月日	昭和二十年一月七日
死亡場所	拉古官舎
傷病名	栄養失調及び衰弱死亡
死亡時	昭和二十年 十月及び十一月
死亡区分	戦争死
遺骨の有無及び埋葬場所	遺体の埋葬は六十粁程離れた[illegible]へ
遺留品	頭の毛数束を持って居たが、移動の際となれた
死亡と認めた方法	現認
本人との関係	隣の[illegible]人で、[illegible]の[illegible]の[illegible]の

備考資料	調査官		本籍地詳記
戦後外国のせいかと疑はれ、殊に遺族に思ふ様なことがあつた、身長は、普通より大	第 所見		〃
	名氏	署	入手年月日

記載上の注意（書き方にわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい。）

一、本証明書は、未帰還者の死亡の処理を行う場合の基本となる証拠書類でありますから特に正確に書いて下さい。従つて、記載が不確実なる箇所には？をつけてその旨を明かにして下さい。

なお、本証明書が最も大切な点は、「死亡の事実を現認（確認）されたこと」並びに「死亡と知つた方法」にありますからこの点は出来るだけ詳細に記載して下さい。

二、署印をつけてある所は調査官が記入しますから書く必要はありません。

三、死亡を知つた方法の欄には、自ら現認した、死水をとつた、臨終に立会つた、見舞兵に立つた、附添人又は親戚に立会つた、誰々から聞いた、死亡したことを命令等で見た等死亡事実を知つた方法を具体的に書いて下さい。

四、参考資料欄には次のことを書いて下さい。

イ、貴方の外に本人の死亡事実を知つている人があればその人の氏名、所属部隊、本籍地等。

ロ、死亡者の特徴（容貌、体格、特業、前職等）。

ハ、死亡者が軍属の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等。

五、調査官の記入事項

イ、資料提供者の記入せる事項又はその記入欄中記入の出来なかつた事項を、調査官が訂正又は補備した場合は「　」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

ロ、調査官は、死亡請元の各項につき資料提供者に訊しその確度を判定しこれを該当欄に記入すると共に「死亡事実」について綜合的に確度を判定し、且つ、調査　際し提供者から受けた印象等から確認処理の過程として利用するに考えないか否や等の判決を所見欄に明記すること。なお、資料内容に不充分なる点特に死亡事実に一抹の不安のあるときはこれを確めるための手段等を附記すること。

六、本籍地詳記欄は、本籍地詳記の為必要の項を記入する為に利用のこと。

14-13

7005

A

五山堂

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡確認証明書

邦・海・陸

寫

| 死亡者 | | |

大分

死亡現認証明書

昭和二十二年十月[illegible]日同製

死亡場所 [illegible]

死亡年月日 昭和二十一年二月八日

病名 栄養失調症

発病年月日 昭和二十年十二月[illegible]日

死亡者 勤務場所 [illegible]

本籍地 [redacted]

戸籍筆頭者氏名 [redacted]

現認者 現地埋葬

現認理由 [illegible]

所属部隊 満州第兵二八二聯隊

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

階級 陸軍伍長

25-11

25-10

5146

6813

長崎世二課第一号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死歿者調書

申告者 [redacted]

元陸軍伍長 [redacted]

死亡者所属	等級	氏名	区分	病名	年月日	場所	本籍地
元特板分	上等兵	[redacted]	病死	栄養失調	21.3.12	建古 [redacted]	[redacted]

179

佐世保地方復員残務處理部

5147

昭和二十一年二月十三日逝去第一病院に於て栄養失調症

[redacted]

[redacted]申出により

留守業務局舞鶴残務整理部長代理

[redacted]通知

福岡縣

昭31.9.1 [illegible]

佐世保地方復員業務處理部

58